

## ご宴会・催事規約

当館では、宴会・催事等（以下「宴会等」と称します）のための宴会場のご利用に関し、次のとおり規約を定めております。必ずご一読の上、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

ただし、個別の契約において、当館との間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うこととします。

### [宴会等契約のお申し込み及び成立について]

宴会等契約のお申し込みを頂く場合は、直接ご来館頂くか、お電話等にて次の事項をお申し出頂きます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び、当館が必要と認める事項について確認させていただきます。

ただし、ご利用内容によっては、お申し込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

宴会等契約は、当館が前項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。

#### 1. 宴会時間と追加室料

宴会場の利用時間は、予め当館とおお客様との間で取り決めた時間とし、設営から撤去までをこの時間内で行っていただきます。この利用時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。ただし、他のご予約との関係で利用時間の延長に応じかねる場合もございます。

#### 2. 前払金

お申し込みの際、前払金をお支払いしていただく場合がございます。前払金の額はお見積総額に基づいて当館より提示させていただきます。前払金は、宴会等代金、取消料の一部に充当させていただきます。

前払金は、当館が指定する日までに現金または銀行振込みにてお支払い下さい。

※原則として宴会等開催日の 7 日前あるいは、契約に定められた期日までに現金またはお振込みにてお支払いいただけます。指定日までにお支払いいただけない場合は、お申し込みは撤回されたものとし、会場の利用ができなくなりますのでご注意ください。

この場合、お取消しの場合に準じて算出した下記「5.取消料」をご請求させていただきます。

#### 3. お支払い

宴会に関する一切の費用（内金、前払金と実際のご利用金額との過不足）は、宴会等開催日から 30 日以内に現金または銀行振込にてお支払ください。

#### 4. 有料人数の確認

料理等をご用意する人数（以下「有料人数」と称します）の最終確定数は、宴会等開催日の 3 日前（土・日・祝日を除く）正午までに当館担当者へご連絡ください。それ以降は全ての手配が完了しているため、人数が減少した場合でも有料人数分の料金を請求させていただきます。

#### 5. 取消料

宴会等のご予約を取消される場合またはご予約の期日を変更される場合は、それまでに発生した実費諸費用のほか、次のとおり取消料を申し受けます。

(1) 成約日から 91 日前まで

取消:実費諸費用の請求 期日変更:実費諸費用の請求

- (2) 宴会等開催日の 90 日前から 61 日前まで  
取消:見積金額の 30%と実費諸費用の請求 期日変更:見積金額の 20%と実費諸費用の請求
- (3) 宴会等開催日の 60 日前から 31 日前まで  
取消:見積金額の 40%と実費諸費用の請求 期日変更:見積金額の 30%と実費諸費用の請求
- (4) 宴会等開催日の 30 日前から 16 日前まで  
取消:見積金額の 60%と実費諸費用の請求 期日変更:見積金額の 50%と実費諸費用の請求
- (5) 宴会等開催日の 15 日前から 3 日前正午まで  
取消:見積金額の 80%と実費諸費用の請求 期日変更:見積金額の 70%と実費諸費用の請求
- (6) 宴会等開催日の 3 日前正午より当日  
取消:見積金額の 100%と実費諸費用 期日変更:見積金額の 100%と実費諸費用

※期日変更の場合も、原則として取消料を申し受けます。

期日変更の申出にあたっては、速やかに延期後の日程を申し出てください。なお、延期後の日程に関しては改めて、上記(1)ないし(6)の規定を適用させていただきます。

※延期後の日程が確定しないまま 7 日間経過された場合や再度日程延期をされた場合は、取消に準じた取り扱いとさせていただきます。

※上記取消料にはサービス料は加算されません。

※実費諸費用とは、当館又は宴会の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

## 6. 装飾・余興等の手配

宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、バンケットコンパニオン、引出物等については、当館より指定委託会社に手配させていただきます。お客様が上記以外での手配を希望される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当館の了承を得た上で手配いただけますようお願いいたします。当館の了解のもとお客様が直接依頼された委託会社が行う装飾、余興などの機器及び材料の搬入・搬出、設置場所・設置時間の設定等については、当館の施設を保全し、他のお客様のご利用との調整を図るため、当館の指示に従っていただきます。なお、当館係員による立会いの必要があると判断した場合には、別途立会人件費を申し受けます。

## 7. 損害賠償

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）またはお客様が直接依頼された外部委託の方々当館の施設・什器備品等に損傷その他の損害を生じさせた場合、当館の選択に従い、損害賠償金をご負担いただきます。また、展示品等の破損・盗難防止措置は、お客様の責任において行っていただき、物品・展示品等の盗難・破損事故、及び来場者を含む人身事故などの全ての事故において、当館は一切の責任を負わないこととします。

## 8. 禁止事項

下記の行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

- (1) 食品（コーヒーを含む）の持ち込み
- (2) 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物又は家畜類等の持ち込み（但し、盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）
- (3) 発火または引火性の物品や危険物の持ち込み

- (4) 悪臭を発する物品の持ち込み
- (5) 法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様のご迷惑になる言動
- (6) 賭博行為
- (7) 備付品の移動
- (8) ご予約時に当館との間で取り決めた利用目的以外でのご利用
- (9) その他の法令で禁じられている行為

## 9. 解約

以下の場合には、宴会等実施のお申し込みをお断りし、ご予約後あるいはご利用中にその事実が判明した場合でもご利用をお断りいたします。また、以下の理由により宴会等実施のお断りをした場合には、「5.取消料」に従い取消料を申し受けます。

- (1) 宴会等に出席されるお客様が、法令または公序良俗に反する行為をされた場合、もしくはその恐れがあると当館が判断した場合
- (2) 宴会等に出席されるお客様が、他のお客様のご迷惑となる方法で当館の施設を利用された場合、もしくはその恐れがあると当館が判断した場合
- (3) 宴会等に出席されるお客様が、暴力団、暴力団関係企業・団体、過激行動団体、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」と称します）または、暴力団等の関係者である場合
- (4) 宴会等に出席されるお客様が、暴力団等または暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人、その他の団体である場合
- (5) 宴会等に出席されるお客様が、法人でその役員のうちに暴力団等の関係者がある場合
- (6) 宴会等に出席されるお客様が、当館の他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (7) 宴会等に出席されるお客様が、当館または当館スタッフの従業員に対し、暴力的要求を行い、合理的範囲を超える負担を要求し、または過去に同様の行為を行ったと認められる場合
- (8) 宴会等のご主催者またはご出席者に対し、当日抗議活動、いやがらせ等が予想され、他のお客様や近隣地域にご迷惑がかけると当館側が判断した場合
- (9) その他、お客様がこの宴会・催事規約に違反した場合

## 10. 制限

宴会等にご出席されるお客さまが、感染症・新型インフルエンザ・感染性胃腸炎等の伝染性を持つ病気に発症している事実が発覚した場合には、集団感染を防止するため、宴会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。

## 11. 不可抗力

天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力により、当館が契約上の義務を履行できない、または履行期限を遵守できない場合、当館は責任を免れるものとします。当館は、不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知を行うことにより、契約を解約することができるものとします。

## 12. 個人情報の取扱い

お客様から提供いただいた個人情報は、当館の業務上使用するものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますのでご了承ください。また、お客様の同意なくして、提供いただいた個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

### 13. その他

お客様の怪我、疾病等の発生に伴う費用、忘れ物の発送に伴う費用が生じた場合にはその費用はお客様にご負担いただきます。

施設内において、お客様側の管理下で発生した事故・盗難につきましては当館では一切責任を負いませんので十分ご注意ください。

本規則は、令和元年 9 月 1 日付けより施行します。